

# 三重地方最低賃金審議会

## 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会運営規程

### (目的)

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (名称)

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

### (構成)

第 3 条 専門部会の委員の数は、9人とする。

### (会議の招集)

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (委員の欠席)

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

### (会議の議事)

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

<裏面に続く>

(議事録及び議事要旨)

- 第 8 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和 5 年 9 月 1 4 日から施行とする。

# 三重地方最低賃金審議会

## 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

### (目的)

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (名称)

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

### (構成)

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

### (会議の招集)

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (委員の欠席)

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

### (会議の議事)

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

<裏面につづく>

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 4 日から施行とする。

# 三重地方最低賃金審議会

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、  
船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機  
械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

## (目的)

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (名称)

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

## (構成)

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

## (会議の招集)

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (委員の欠席)

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## (会議の議事)

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合  
<裏面につづく>

それがあある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 4 日から施行とする。